



かけはし

第55号 (平成31年3月1日)



日本年金機構 Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 菅野 恵文

➤ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin_Kikou)

はじめに

【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

あっという間に、平成30年度も残すところわずかとなりました。日本年金機構では、年度末に向けて、国民年金保険料未納者に対する収納対策の強化や強制徴収の取り組みを進めてまいります。

市区町村の皆様方におかれましても、引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

さて、本号の障害年金講座では、診断書の確認について掲載しています。是非、日々の業務にご活用ください。

また、現在、平成31年4月に「かけはし」臨時号の発行を予定しております。(改元に伴う対応等を掲載予定。) 今後も「かけはし」をよろしくお願いいたします。

障害年金講座

第8回!

障害年金センター

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

診断書の確認について

です!

(1) 診断書の種類

診断書は、請求者の障害の程度を確認するための重要な客観的資料となります。

そのため、障害給付の診断書は、具体的な障害の程度が明確に判断できるよう次の8種類に分かれています。

1つの傷病でもその障害の現れる部位、状態が多岐にわたるケースがありますので、請求者の障害の状態が一番的確に記入できる様式の診断書（場合によっては2種類以上）を提出するようにしてください。

たとえば、脳血管障害（脳出血、脳血栓、脳梗塞等）で障害の現れている部位が肢体不自由（手足の障害）と器質性精神障害の場合は、様式第120号の3（肢体の障害用）と様式第120号の4（精神の障害用）の診断書が必要になります。

1. 眼の障害用（様式第120号の1）
2. 聴覚、鼻腔機能、平衡機能、そしゃく・嚥下機能、言語機能の障害用（様式第120号の2）
3. 肢体の障害用（様式第120号の3）
4. 精神の障害用（様式第120号の4）
5. 呼吸器疾患の障害用（様式第120号の5）
6. 循環器疾患の障害用（様式第120号の6-（1））
7. 腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用（様式第120号の6-（2））
8. 血液・造血器・その他の障害用（様式第120号の7）



(2) 診断書確認時の留意事項

【チェック項目】

- (1) 診断書にかかる診断書の作成年月日、医療機関の名称及び所在地、診療担当科名、医師の氏名及び押印の漏れがないこと。
- (2) 診断書に記入されている受診者の氏名、生年月日、性別及び住所が年金請求書に記入されている氏名等と一致していること。
- (3) 診断書の①欄～⑨欄の記載事項（障害の原因となった傷病名、初めて医師の診療を受けた日等）は、記入漏れがないこと。また、診断書の様式は傷病名・障害が現れている部位・状態からみて合致していること。
- (4) 障害の状態（平成 年 月 日現症）欄についてはいつの時点の障害の状態であるか判断する上で重要な事項となるので、記入漏れがないこと。

【チェック項目（前頁のつづき）】

- (5) 診断書の「現症時の日常生活活動能力及び労働能力」は、障害の程度の認定にあたって重要な意味を持つので、現症時において日常生活がどのような状況であるか、また、どの程度の労働ができるか等の記入がされていること。
- (6) 「予後」は診断時点において断定できない場合であっても、「不詳」等の記入がされていること。
- (7) 診断書の様式が改正された場合は、旧様式を適宜補正するか、又は改正後の診断書を使用すること。
なお、診断書指定様式に記入しないで提出する場合（パソコン等で作成する場合など）は、紛失、混在等を防止するため、診断書は両面印刷で作成してもらうこと。（やむを得ない事情により、片面印刷（2枚）になる場合は、割り印を押印してもらうか、それぞれに医療機関の名称、所在地、診療科目、医師の自筆の署名、押印をしてもらうこと。なお、割り印は診断書を作成した医師の印で割るか、医療機関名の印で割ること。）
- (8) 診断書を訂正した場合は、訂正箇所には必ず作成医師の訂正印が押印されていること。

【注意】

市区町村等において、診断書や受診状況等証明書を点検確認する際には、鉛筆や色鉛筆でチェックしたり、診断書等に直接メモ書きをしないこと。（医師の証明書の改ざんになるので、障害年金センター等への連絡事項については、付せんや連絡票などに記入すること。）

【参考】

日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）には、診断書を作成する医師向けに、診断書ごとの記載要領（記載にあたって留意していただきたいポイント）を掲載していますのでご参照ください。

（記載要領の掲載場所）

日本年金機構ホームページ > 申請・届出様式 > 年金受給者に関する届出・手続き > 年金請求に使用する診断書・関連書類

(3) 診断書確認時の留意事項（精神の障害用）

今回は精神の障害用診断書（様式第120号の4）を確認する場合の留意事項についてお知らせします。

精神の障害用診断書を使用する主な傷病名

統合失調症、双極性障害（躁うつ病）、てんかん性精神病、知的障害、アルツハイマー病、頭部外傷後遺症、高次脳機能障害※、広汎性発達障害、てんかん など

※ 高次脳機能障害による失語症もあるときは、「言語機能の障害用」の診断書も必要になります。

表面

①～⑨欄の記載事項（障害の原因となった傷病名、初めて医師の診療を受けた日等）に記入漏れがないか。

①欄に「ICD-10コード」が記入されているか。

②と③欄の「本人の申立て」に○が付されている場合は、() 内にその申立て年月日が記入されているか。

※本人が申し立てている初診日について、初診時に聞き取ったものか、最近聞いたものかを判断するために必要です。

精神障害者診断書 (精神の障害用) 様式第120号の4

氏名 (フリガナ) 姓 名 生年月日 昭和 年 月 日生 (歳) 性別 男・女

住所 都道府県 市区町村

① 障害の原因となった傷病名 ICD-10コード ()

② 傷病の発生日 昭和 年 月 日 ③ ①のため初めて医師の診療を受けた日 昭和 年 月 日

④ 傷病が出た(発症)した状態を要する(か)どうか 年月日 確定 認定 症状のよくなる見込・・・有・無・不明 ⑤ 既往症

⑥ 本人の申立て () 本人の申立て () 本人の申立て ()

⑦ 本人の申立て () 本人の申立て () 本人の申立て ()

⑧ 本人の申立て () 本人の申立て () 本人の申立て ()

⑨ ア 発育・養育歴 イ 教育歴 ウ 職歴

エ 治療歴 (書ききれない場合は⑧「備考」欄に記入してください。)(※ 同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください)

⑩ 障害の状態 (平成 年 月 日 現症)

ア 現在の病状又は状態像 (該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。)

イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。

ア 前回の診断書の記載時と比較 (前回の診断書を作成している場合は記入してください。)

1 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明

Ⅰ 抑うつ状態

1 思考・運動抑制 2 刺激性・興奮 3 憂うつ気分

4 自殺企図 5 希死念慮 6 その他 ()

Ⅱ そう状態

1 行為心道 2 多弁・多動 3 気分 (感情) の異常な高揚・刺激性

4 観念奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 誇大妄想 7 その他 ()

Ⅲ 幻覚妄想状態 等

1 妄想 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害

5 著しい奇異な行為 6 その他 ()

Ⅳ 精神運動興奮状態及び昏迷の状態

1 興奮 2 昏迷 3 拒絶・拒食 4 減衰思考

5 興奮行為 6 自傷 7 無動・無反応 8 その他 ()

Ⅴ 統合失調症等残遺状態

1 自閉 2 感情の平板化 3 意欲の減退

Ⅵ 意識障害・てんかん

1 意識障害 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱

5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他 ()

・てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照

1 てんかん発作のタイプ (A・B・C・D)

2 てんかん発作の頻度 (年間 回、月平均 回、週平均 回、程度)

1 加重的障害 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度

2 認知症 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度

3 高次脳機能障害

ア 失行 イ 失認

ウ 記憶障害 エ 注意障害 オ 逆行性障害 カ 社会的行動障害

4 学習障害 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他 ()

5 その他 ()

Ⅷ 発達障害関連症状

1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害

3 設定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他 ()

Ⅸ 人格変化

1 欠陥状態 2 無関心 3 無為

4 その他症状等 ()

X 乱用、依存等 (薬物等名:)

1 乱用 2 依存

Ⅺ その他 []

⑨欄の「ア 発育・養育歴」、「イ 教育歴」、「ウ 職歴」及び「エ 治療歴」が記入されているか。

(平成 年 月 日 現症) の欄が記入されているか。

※いつの時点の障害の状態であるか判断するうえで重要な事項となるため、記入漏れがないこと。

⑩欄の「ア 現在の病状または状態像」は記入されているか。

てんかんの場合は、てんかん発作のタイプと頻度が記入されているか。

左記 (⑩欄ア) の状態について具体的に記入されているか。

<p>ウ 日常生活状況</p> <p>1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境 (該当するもの一つを○で囲んでください。) 入院 ・ 入所 ・ 在宅 ・ その他 () (イ) 同居者の有無 (有 ・ 無) (ロ) 全般的状況 (家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。)</p> <p>2 日常生活能力の判定 (該当するものにチェックしてください。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)</p> <p>(1) 適切な食事—取替などの準備 自立的にできる <input type="checkbox"/> 自費のかつ道具を行うこと <input type="checkbox"/> 助費や指導をしても <input type="checkbox"/> には助費や指導 <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/></p> <p>(2) 身の清潔保持—洗濯、衣類の洗濯、入浴等の身の衛生保持や着替え等ができる。また、自費のかつ道具を行うこと <input type="checkbox"/> 助費や指導をしても <input type="checkbox"/> には助費や指導 <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/></p> <p>(3) 金銭管理と買い物—金銭を適切に管理し、やりくりがほばできる。また、一人で買い物ができる。計画的な買い物がほばできるなど。 <input type="checkbox"/> 助費や指導をしても <input type="checkbox"/> には助費や指導 <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/></p> <p>(4) 通院と服薬 (薬・要)—定期的に通院や服薬を行い、病状等を主に指示に従うことができる。 <input type="checkbox"/> 助費や指導をしても <input type="checkbox"/> には助費や指導 <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/></p> <p>(5) 他人との意思伝達及び対人関係—他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える。集団的行動が行えるなど。 <input type="checkbox"/> 助費や指導をしても <input type="checkbox"/> には助費や指導 <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/></p> <p>(6) 身の安全保持及び危機対応—事故等の危険から身を守る能力がある。通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めるなどができる。 <input type="checkbox"/> 助費や指導をしても <input type="checkbox"/> には助費や指導 <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/></p> <p>(7) 社会的な一連の金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行える。 <input type="checkbox"/> 助費や指導をしても <input type="checkbox"/> には助費や指導 <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/></p>	<p>3 日常生活能力の程度 (該当するもの一つを○で囲んでください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用してください。</p> <p>(精神障害)</p> <p>(1) 精神障害(病的体験・残像症状・認知障害・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通に行える。</p> <p>(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通に行えるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、自費のかつ道具をこなすことはできるが、状態や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会的な行動や自費のかつ道具の適切な使用に不安がある。金融管理は困難な場合など。)</p> <p>(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助費や指導を必要とする。社会的な対人交流は難しく、自費のかつ道具に困難がある。金融管理は困難な場合など。)</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は見受けられる。自費のかつ道具が少ない。あっても内容が不明瞭であったり不明瞭であったり。金融管理が困難な場合など。)</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、金や身のまわりのことを自費的にすることができない。また、在院の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。)</p> <p>(知的障害)</p> <p>(1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通に行える。</p> <p>(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通に行えるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は読み書きができ、金銭も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身近な生活も一人でできる程度。)</p> <p>(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助費があれば作業は可能である。具体的な指示であれば理解ができ、身近な生活についてもおおむね一人でできる程度。)</p> <p>(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保障的指導であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば作業での指示を理解し、身近な生活についても部分的にできる程度。)</p> <p>(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、文字や数字の理解力がほとんどなく、簡単な手回しでもできない作業による意思の疎通がほとんど不可能であり、身近な生活の処理も一人でできない程度。)</p>
<p>エ 現症時の就労状況</p> <p>○勤務先 ・ 一般企業 ・ 労務支援施設 ・ その他 ()</p> <p>○雇用体系 ・ 障害者雇用 ・ 一般雇用 ・ 自営 ・ その他 ()</p> <p>○勤続年数 (年 ヶ月) ○仕事の頻度 (週に・月に () 日)</p> <p>○ひと月の給与 (円程度)</p> <p>○仕事の内容</p> <p>○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況</p>	<p>オ 身体所見(神経学的な所見を含む。)</p> <p>カ 臨床検査(心理テスト・認知検査、知能障害の場合は、知能指数、精神年齢を含む。)</p> <p>共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等</p>
<p>① 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)</p>	
<p>② 予後 (必ず記入してください。)</p>	
<p>③ 備考</p>	

「ウ 日常生活状況」は記入されているか。特に、2 (1) ~ (7) の項目のチェック漏れに注意。

「エ 現症時の就労状況」については記入されていることが望ましい。

「カ 臨床検査 (心理テスト・認知検査、知能障害の場合は、知能指数、精神年齢を含む。)」には、請求する傷病が「知的障害」、「発達障害」の場合は、知能指数または精神年齢と検査日が記入されているか。

①欄「現症時の日常生活活動能力及び労働能力」は、現症時において日常生活がどのような状況であるのか、また、どの程度の労働ができるのか等が記入されているか。

②欄「予後」は、現時点において断定できない場合にあっても、「不詳」等と記入されているか。

③欄の「備考」は、「①障害の原因となった傷病名」欄に神経症圏 (ICD-10コードが「F4」で始まる傷病) の傷病が記入されている場合、「統合失調症」、「気分 (感情) 障害」等の病態を示しているときは、その旨と示している病態のICD-10コードが記入されているか。

診断書の作成年月日は漏れないか。診断書の作成年月日≒②欄の現症年月日となっていること。

診療担当科名が記入されているか。
※精神障害用の診断書は、原則、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師に記入していただくことになっています。
ただし、てんかん、知的障害、発達障害、認知障害、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば記入可能です。

機構からの連絡

平成30年度及び平成31年度における各種取組事業のスケジュールについて (事業推進統括部 市区町村連携グループ)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成30年度及び平成31年度(平成31年2月から平成31年6月)に、日本年金機構において実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(●…毎年定例の実施分 ●…今回限りの単発実施分 ●…新規の実施分)

平成31年2月

- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付
→ 詳細は、「かけはし」第53号の24頁～27頁及び第54号の20頁をご確認ください。
- 国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)の送付
- 源泉徴収税額に変更があった者へ、年金振込通知書を発送

平成31年3月

- 国民年金の特定付加保険料制度終了(3月末)
→ 詳細は、「かけはし」第52号の18頁～25頁及び第54号の21頁をご確認ください。
- 年度末収納対策用納付書の送付

平成31年4月

- 国民年金保険料納付書の送付(4月定時分)
- 国民年金学生納付特例ターンアラウンド申請用紙の送付
→ 詳細は、本誌10頁～15頁をご確認ください。
- 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除制度の開始
→ 詳細は、「かけはし」第53号の36頁をご確認ください。

平成31年6月

- 統合通知書(年金振込通知書・年金額改定通知書)の送付

◎ 国民年金保険料収納業務の民間委託（市場化テスト）について

日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する「電話や文書、戸別訪問による納付案内と免除・猶予制度の申請手続きの案内、その他口座振替等の案内」について、民間委託を実施しています。

事業の民間委託を通じ、被保険者の方に年金制度についてのご理解を深めていただくとともに、保険料の納め忘れによる低額年金者や無年金者の減少を目指しています。

◎ 受託事業者について

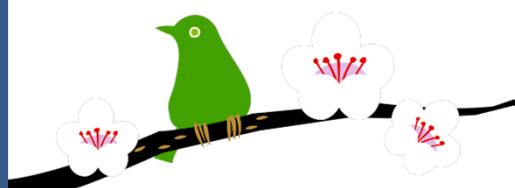
市場化テスト受託事業者と担当地区は次のとおりです。

市場化テスト受託事業者	担当地区
アイヴィジット・東洋紙業共同企業体	北海道 青森 岩手 秋田 宮城 山形 福島 群馬 新潟 長野 東京（特別区、島しょ部）
(株)バックスグループ	埼玉 千葉 神奈川 富山 石川 愛知 岐阜 三重 福井 滋賀 京都 奈良 兵庫 徳島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎 大分
日立トリプルウィン・NTT印刷共同企業体	茨城 栃木 東京（多摩地区） 山梨 静岡 大阪 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄

- Ⓜ 下線部の地区は、平成30年10月から、委託契約の更新に伴い、受託事業者が変更となっています。
- Ⓜ 受託事業者及び実施事業の詳細については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

◎ 日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/shunoitaku/minkan-itaku/20150501.html>



国民年金保険料の金額

平成31年度の国民年金保険料額は、**月額16,410円**です。

平成31年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において、17,000円※とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく平成31年度の保険料改定率0.965を乗じることにより、16,410円となりました。

※平成28年に成立した年金改革法により、平成31年度から産前産後期間の保険料免除制度が施行されることに伴い、保険料を月額100円引き上げています。

国民年金保険料の前納

国民年金保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額について、厚生労働省告示(平成31年厚生労働省告示第47号)により定められました。

現金・クレジットカード納付で保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら14,520円、1年前納なら3,500円、6か月前納でも800円の割引になります。

また、口座振替制度を利用して保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら15,760円、1年前納なら4,130円、6か月前納でも1,120円の割引となり、大変お得です。

口座振替・クレジットカード納付には次の方法があります。

- (1) 2年(4月～翌々年3月分)分の前納
- (2) 1年(4月～翌年3月分)分の前納
- (3) 6か月(4月～9月分、10月～翌年3月分)分の前納
- (4) 毎月(早割、口座振替のみ)
- (5) 毎月(割引なし)

※口座振替・クレジットカード納付による平成31年4月からの前納(2年分、1年分、6か月分、早割)の新規申込みは、2月末日で受付を終了しました。

まだ間に合う2年前納

口座振替・クレジットカード納付の申込は受付を終了しましたが、現金(納付書)での納付は可能です。納付書の発行については、お近くの年金事務所をご案内ください(平成31年4月～平成33年3月分までの前納納付書の**使用期限は、平成31年5月7日**です。余裕をもったご案内をお願いします)。

また、年度途中で新たに国民年金第1号被保険者になった方も、任意の月から翌年度3月分まで納付書で納めていただくことができます。併せてご案内ください。

※**保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは利用できません。**
金融機関等で納めていただく必要があるため、ご案内の際には営業日等にご留意願います。

国民年金保険料*納付額比較 (平成31年4月時点)

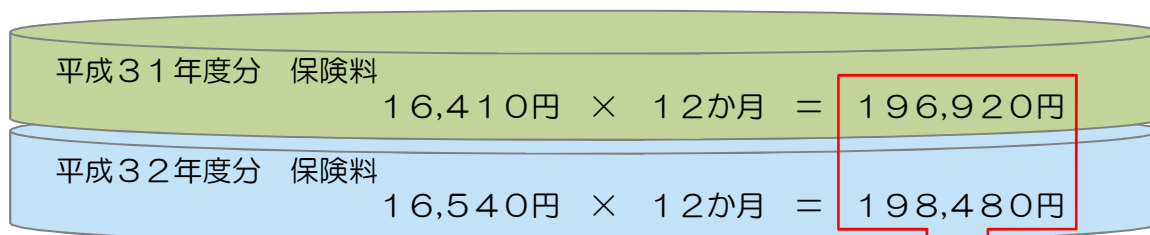
	1か月分		6か月分		1年分		2年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付、翌月末振替の口座振替)	16,410円	-	98,460円	-	196,920円	-	395,400円	-
【早割】 (当月末振替の口座振替)	16,360円	50円	98,160円	300円	196,320円	600円	-	-
6か月前納 (現金納付)	-	-	97,660円	800円	195,320円	1,600円	-	-
6か月前納 (口座振替)	-	-	97,340円	1,120円	194,680円	2,240円	-	-
1年前納 (現金納付)	-	-	-	-	193,420円	3,500円	-	-
1年前納 (口座振替)	-	-	-	-	192,790円	4,130円	-	-
2年前納 (現金納付)	-	-	-	-	-	-	380,880円	14,520円
2年前納 (口座振替)	-	-	-	-	-	-	379,640円	15,760円

※ 平成32年度の国民年金保険料額は、16,540円です。

※ 一部免除（一部納付）の方の口座振替は「毎月納付（翌月末振替）」のご利用となります。

※ クレジットカード納付による納付額は「現金納付」と同額となります。

【現金で2年分を毎月納付】



口座振替の2年前納なら
ここから、15,760円割引!

現金・クレジットカードの2年前納なら
ここから、14,520円割引!

合計…
395,400円



表面①

平成31年度
国民年金保険料
学生納付特例申請
のご案内

同封チラシの記入例に沿って申請者記入欄に必要事項をご記入の上、
切り離してご提出願います。

お問合わせ先
X X X X X 年金事務所
X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X
〒X X X X X X X X X X X X X X
(宛先不明時の返送先)
999-9999
日本年金機構XXXXXXXXX事務センター

999-9999
X X X X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X X X X
様

発行年月日
X X X X 年 X X 月 X X 日

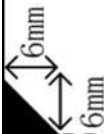
基礎年金番号
XXXX-XXXXXX

< 切り取り線 >

XXXXXXXXXXXX

国民年金保険料学生納付特例申請書

(この申請書は機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないでください。)



職員確認欄

※ご記入の必要はありません。

届書コード	事務所コード	基礎年金番号	生年月日	区分
56237	9999	999999999999	99999999	9
申請年月日	在学予定年月(至)	変更後在学予定年月(至)	年	月
年 月 日	99999	年 月 日	年	月
承認開始期	承認期終期	所得有無		
年 月 日	年 月 日			

申請者記入欄 ※基礎年金番号、氏名を確認してください。

学校の名称	郵便番号	市区町村
学校の所在地	郵便番号	市区町村
在学予定年月	平成	年
月入学	年	月卒業予定
学生納付特例申請期間	平成	31年
4月から	年	月まで
税申告の有無	1. あり	2. なし
3. 不明	前年所得	1. なし
2. あり (118万円以下)	3. あり (118万円超)	⇒ 扶養親族 (あり・なし)
上記のとおり国民年金保険料学生納付特例を申請します。	平成	年
この申請に必要な所得情報に関する書類の添付等について市区町村長に委託します。	日本年金機構	構理事長あて
住所	郵便番号	市区町村
氏名	印 (電話)	()

※前年所得が「3. あり(118万円超)」の場合は、審査結果の通知前に納付書が届く場合があります。審査結果が届くまで大切に保管してください。

裏面③

郵便はがき

1 1 1 - 1 1 1 1

1 1 1

〇〇市△△2-3-5

日本年金機構〇〇事務センター 行

料金受取人払郵便

〇〇局承認

△△


差出有効期間

〇〇年〇〇月
〇〇日まで
(切手不要)

差出人	
氏名	住所

〒

受付印



欄④

平成31年度の国民年金保険料額および納付期限は以下のとおりです。

納付月	保険料額	納付期限	納付月	保険料額	納付期限
4月分	16,410円	31年5月31日	10月分	16,410円	31年12月2日
5月分	16,410円	31年7月1日	11月分	16,410円	32年1月6日
6月分	16,410円	31年7月31日	12月分	16,410円	32年1月31日
7月分	16,410円	31年9月2日	1月分	16,410円	32年3月2日
8月分	16,410円	31年9月30日	2月分	16,410円	32年3月31日
9月分	16,410円	31年10月31日	3月分	16,410円	32年4月30日

定額保険料
月額16,410円
付加保険料を
あわせて納める
場合の保険料
月額16,810円

保険料をまとめて前納する場合は以下のとおりです。

納付月分	2年前納で納める場合		1年前納で納める場合		6カ月前納で納める場合	
	31年4月～33年3月分	31年4月～32年3月分	31年4月～32年3月分	31年4月～31年9月分	31年10月～32年3月分	
保険料額	380,880円	193,420円	97,660円	97,660円	97,660円	
納付期限	31年5月7日	31年5月7日	31年5月7日	31年5月7日	31年10月31日	
割引額	14,520円	3,500円	800円	800円	800円	

金額は、現金で納付した場合の金額です。また、平成32年度の保険料は、16,540円で計算しています。前納は、「納付期限」経過後に納付することはできませんので、ご注意ください。

【納付場所】

日本銀行本店、支店、代理店または蔵入代理店
納付受託機関

【納付方法】

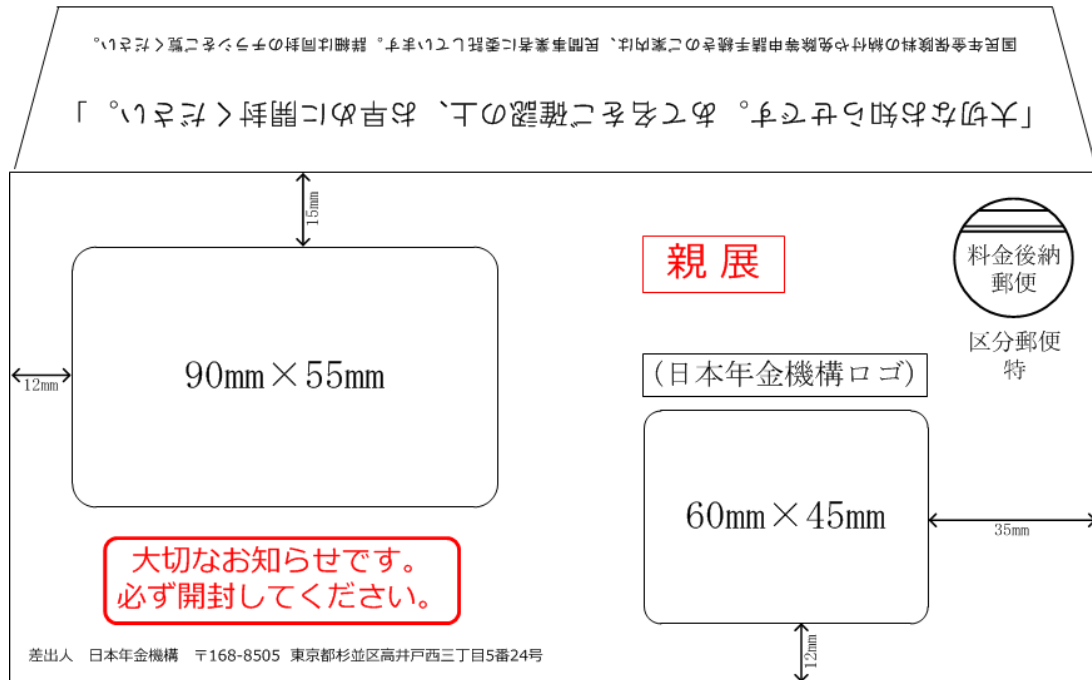
国民年金保険料納付書を添えて、上記の納付場所で
納付してください。

印

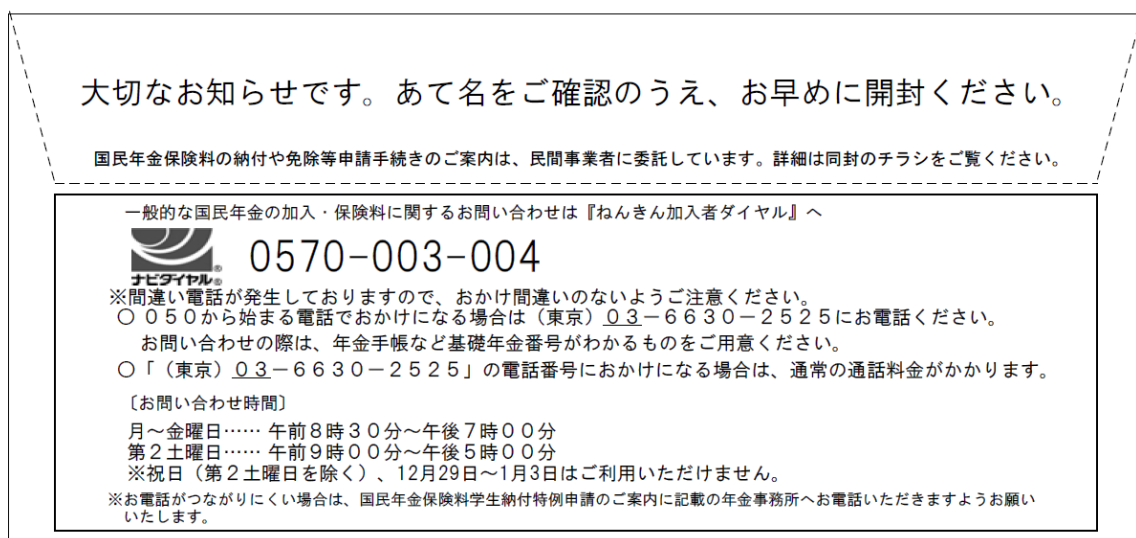
厚生労働大臣

1904 1031 002

送付用封筒（表面）



送付用封筒（裏面）





国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成31年4月分から平成32年3月分までの国民年金保険料は、月額16,410円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方※の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、市（区）役所・町村役場の国民年金窓口へご相談するようお願いいたします。

※ 納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

平成31年度分（平成31年7月分から平成32年6月分まで）の免除等の受付は平成31年7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、市（区）役所・町村役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

地域の独自情報

編集後記



1960年代に活躍したメキシコの音楽グループ“ロス・パンチョス”のカバー曲『悲しきみなしご』をご存じですか。原曲は「お内裏様とお雛様〜♪」のイントロでお馴染みの日本童謡『うれしいひなまつり』です。曲調はやや異なりますが、確かにあのメロディーで大変驚きました。ご興味のある方は是非一度聴いてみてくださいね。さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見・ご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。引き続きどうぞよろしくお願いたします。